

科学研究費助成事業 研究成果報告書

令和 6 年 10 月 4 日現在

機関番号：32631

研究種目：基盤研究(C)（一般）

研究期間：2018～2023

課題番号：18K02763

研究課題名（和文）がん教育を行う際の小児がんの子供に対する配慮についての研究

研究課題名（英文）Research on consideration for children with cancer when providing cancer education

研究代表者

植田 誠治（Ueda, Seiji）

聖心女子大学・現代教養学部・教授

研究者番号：90193804

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 3,100,000円

研究成果の概要（和文）：学校でのがん教育を行う際に、がんの当事者である児童生徒に様々な配慮がなされている。事前では、保護者への事前アンケート、児童生徒への連絡、保健室だよりや通知文等が活用されている。ただしがん患者や経験者の不利益になる内容ではなく学校教育として必要と判断して行ったため特に配慮しなかった例や小児がんの児童の保護者からは配慮の必要がなしとの回答があり特に配慮をしなかった例も認められる。授業の開始時に途中で退席してもよいことを示すことも多く行われている。また、個別指導や個別のフォローアップも有効であったが、今後、その際に用いることができる発達段階に応じた資料や教材をより開発することが必要と考えられた。

研究成果の学術的意義や社会的意義

全国的に学校におけるがん教育が実施されるようになってきた一方で、がん教育を実施する際に、児童生徒本人ががんの当事者であったりがん患者であったりした場合、家族にがん患者がいるあるいは家族をがんで亡くしたといった児童生徒に対しての配慮が必要であるとされながらも、配慮の実態や具体的にどのように配慮するとよいのかといったことは自明ではなかった。本研究を参考にして、がん教育を実施する際の配慮を実際に行うことによって、より質の高い学校におけるがん教育を展開できるとともに、今後個別の配慮を行う際に有効となる資料や教材の開発の必要性が認識される。

研究成果の概要（英文）：When cancer education is provided at schools, various considerations are made for students who have cancer or their parents have cancer. Prior to the education, surveys of parents are sent out, students are contacted, and bulletins and notices from the school health office are used. However, there are also cases where no special consideration was given because the content was deemed necessary for school education and not to be detrimental to cancer patients or survivors, or because the parents of children with cancer responded that no special consideration was necessary. It is common for students to be informed at the start of class that they may leave from the situation. Individual guidance and follow-up were also effective, but in the future it would be necessary to develop more developmental stage-specific materials and teaching materials that can be used in such cases.

研究分野：学校保健・健康教育

キーワード：がん教育 配慮 小児がん がんの当事者

様式 C - 19、F - 19 - 1 (共通)

1. 研究開始当初の背景

がんは、1981年から日本人の死因の第1位であり、生涯で2人に1人が罹患する現状にある。2012年のがん対策推進基本計画において、その施策の一つとして、「子どもに対するがん教育のあり方を検討し、学校健康教育の中でがん教育を推進すること」が明示された。それにより国は、学校教育全体の中でがん教育を推進することにより、がんに対する正しい理解などを深めることを目的に、がんの教育総合支援事業を実施してきた。全国モデル校でのがん教育の実践を受け、2021年度からは中学校において、2022年度からは高等学校において、がん教育が本格的に実施されることとなった。このような状況において、「学校におけるがん教育の在り方について(報告)」(文部科学省、2015)で、学校におけるがん教育の実施にあたっては、児童生徒本人ががんの当事者であったりがん患者であったりした場合、家族にがん患者がいるあるいは家族をがんで亡くしたといった児童生徒に対しての配慮の必要性が謳われているものの、具体的な配慮の内容や方法については明らかとなっていない。がん教育を行う際に、指導者については、教師の他に外部講師の活用も示されており、モデル校等で行われた配慮の実態や在り方の検討が必要である。

2. 研究の目的

本研究の目的は、報告者の既存の研究と活動の成果を踏まえ、学校においてがん教育を行う際の、児童生徒本人ががんの当事者であったりがん患者であったりした場合、家族にがん患者がいるあるいは家族をがんで亡くしたといった児童生徒に対しての配慮の実態と在り方を明らかにすることにある。

3. 研究の方法

(1) 小児がんやがんに関連した学協会や医療機関等の資料や教材を整理し、配慮に関する内容を検討する。

(2) がん教育モデル校あるいは先行してがん教育を実施している学校における配慮に関する実態を調査する。また、がん教育を行った外部講師等を対象としてがん教育を行う際の当事者等への配慮に関する事項を聞き取り調査する。

4. 研究成果

(1) がん教育を行う際の配慮に関する文献検討

がん教育を行う際に、小児がんの当事者あるいは小児がんの既往のある児童生徒がいる場合、情報を持つ養護教諭と連携を図り、プライバシーに配慮しながら、児童生徒や保護者にどのような授業をおこなうかについて、事前に伝えておく。このような場合、児童生徒や保護者が、むしろ学校全体にがんについての理解が広がってほしいと前向きにとらえることが多いと報告されているが、がん教育の内容を一定のまとまりとしての取り扱いが始まったばかりでもあり、慎重な対応が必要であり、保護者あての通知文の作成が求められている¹⁾。

また、学校に関わることにして何事かを決定するには、本人の意思がもっとも大切であり、本人に十分な情報を与えた上で、本人を交えてよく相談し、意向に沿って対応することが望ましく²⁾、このことは学校でがん教育を実施する際の配慮として最も大切な事柄である。

学校におけるがん教育は、集団に対して行われることが多いが、事前あるいは事後に、集団では得られない理解を深めたり、がんに対する不安を払拭したりすることができるように、個別指導の配慮も必要と考えられる³⁾。その際、当事者自身が、主体的に小児がんに関して学ぶことのできる資料や教材が必要と考えられ、すでに作成されたものもある⁴⁾が、今後年齢や学校種の違いを踏まえた教材開発が必要であり、またそれらを各学校の保健室などに資料として常設できるような工夫も考える必要があると思われる。家族にがん患者がいるあるいは家族をがんで亡くしたといった児童生徒に対しても、諸外国で作成されている個別指導で用いることのできるがんについての正しい理解を深めるわかりやすい資料や教材、グリーフケアの資料や教材の開発も必要と考えられた。

(2) 配慮に関する実態

がん教育総合支援事業あるいはがん教育等外部講師連携支援事業に参画した9つの自治体に協力を仰ぎ、2024年2月～3月に、がん教育モデル校あるいはがん教育を推進する、小学校14校、中学校18校、高等学校15校、特別支援学校2校、小中学校1校、計50校を対象とする調査を行った。

配慮する必要があるとする児童生徒の把握について

対象とした50校中46校(92.0%)の学校が、学校内に配慮を要する児童生徒がいるかどうかの把握を実施していた。配慮の方法として挙げたのは、保護者の事前アンケートや聞き取り等(17例)、児童生徒への授業についての連絡(11例)、引継ぎ資料や学級担任・養護教諭からの聞き取り(9例)、保健室だよりや通知文(3例)、二者面談での確認(1例)、家庭調査票・家庭

訪問での確認（1例）であった。

児童生徒にがんの当事者（小児がんの経験者）がいた事例

小児がんの経験者が学校にいた事例は、50校中、小学校2人、中学校2人、高等学校2人であった。そのうち、がん教育の授業にいた事例は、中学校2人、高等学校1人であった。そして、がん教育の授業にいた事例での配慮を確認したところ、中学校の1人は、保護者にどのような配慮が必要か尋ねたが配慮は不要との回答を得たので特に配慮をしなかった、1人は完治していたので配慮はしなかった、高等学校の1人については配慮しなかったとのことであった。

具体的な配慮内容について（小児がんの経験者、親や兄弟姉妹にがん患者がいる児童生徒に対して）

小学校・中学校・高等学校ともに、多い内容は、事前に保護者と児童生徒に授業について連絡をしたであった。そして、その際に本人の意思も確認した上で実施した例も複数認められた。また、授業開始時に、退出も可であることを伝えて授業を進めていく例も複数認められた。小学校・中学校・高等学校・特別支援学校別に、特徴的な具体例をあげると次のとおりである。

（小学校）

- ・保護者と連絡を取って授業を受けるかどうかを確認した上で、いつでも教室を出られるように、出入口のすぐ前に席を構えて授業を行い、さらに養護教諭に声を掛けて、そばにいてもらうようにした

（中学校）

- ・事前に生徒と保護者に授業内容を伝え、当日は、養護教諭にTTに入ってもらい、生徒の様子を観察、そしてしんどくなったら保健室にいったよいいことを事前に伝えていた

- ・事前に生徒の保護者に授業内容を伝え、場合によっては別室で待機できるように配慮した例、がん教育講演会の際、事前アンケートを実施し、その中で、簡単な講演内容を伝え、聴く、聴かないを自身で判断させた

- ・保護者にがん罹患者がいることが明らかな生徒には、学級担任から確認した

（高等学校）

- ・事前に数時間の時間をかけて予備知識を身に付けてもらった。また、がん治療を受けた方にTTで授業に入ってもらい（授業の準備段階の打ち合わせ等も）こちらの伝えている内容や話に問題がないかを確認しながら実施した。合わせて、予備知識を教える段階から、「授業を進める中で、聞きたくない内容があったり、気分が悪くなったりした場合は遠慮なく申し出てもらって、保健室に行くなどの対応をしてかまわない」旨を伝えて進めた

- ・事前に本人と保護者に授業内容を伝え、途中退室も可能な旨を伝えた。養護教諭と連携し、保健室で過ごすことを確認した

（特別支援学校）

- ・該当者が、担任している生徒の保護者であった。その保護者からは、特別な配慮について申し出がなかった。そのため、個人に対しての特別な配慮は行ってないが、全体への配慮として、がんを話題の中心にしなが、健康教育の一環として健康的な生活習慣へと結び付けられるような指導内容とした

- ・詳細には、児童生徒の発達段階について講師と事前に打ち合わせをし、できるだけ分かりやすい言葉や内容にするとともに、具体的な事例を提示したり、生徒同士の話し合い活動を設定したりした

- ・がんの怖さのみを強調することなく、充実した人生につながることを目指した内容とした

- ・がんに向き合う人々の取組に関心をもつとともに、家族ががんになった場合にはどのような行動をとることができるかをテーマにし、具体的に考える時間を設定した

そして、各校種でのこれらの配慮によって、安心して授業へ参加できたようであるという回答はあるが、何か問題となるような事例についての回答は認められなかった。

さらに、小学校では、がん患者や経験者の不利益になる内容ではないため、また、学校教育として必要と判断して行ったため特に配慮しなかったという例、高等学校では、特に配慮しなかった（同様に事前アンケートの結果申し出がなく特に配慮しなかった）とした例、事前に生徒と保護者に対して案内文を渡して内容を周知したところ、親ががん患者だった生徒から配慮は必要ないと言われた例なども認められた。

小児がん経験者がいる学校での配慮等について

がん教育モデル校として、令和3年にがん教育の推進研究を実施したA県A高等学校を訪問し、その際の配慮の実態を聞き取り調査した。同校は2名の小児がん経験者（治療中）がいる高校である。特にここでは、小児がんについて正しく知り、自分たちに何ができるか考えることを取り組みテーマとして推進研究が進められた。ここでは、まず教職員の共通理解を図るために、小児がんの生徒の主治医を外部講師として、基本的な知識を得たのち、その生徒の意思を確認した上で、保健の授業でのがんの知識を学ぶ時間と特別活動でのがんとの共生を考える時間に、生徒の体験や気持ちを話す時間ととるといった実践が行われた。当初は参画に躊躇していたとのことであるが、自分たちが話すことの意義を理解し、最終的に授業に参画することになったという

ことであった。この学習がきっかけとなり、生徒が協力的学校全体で、小児がんの募金活動を行うことに繋がっている。このような推進研究のあとには、小児がん経験者である生徒が、このような授業があつてよかったという感想を寄せたとのことであった。このように、当事者が、授業があつてよかった、あるいは授業を受けてよかったと思える配慮が重要であるという知見を得ることができた事例ということができる。

外部講師が実際に行った配慮等について

学部講師として、多くの学校でのがん教育に携わっているがん経験者3名と1名からの聞き取りでは、共通することとして、授業の開始時に苦しくなったり悲しくなったりしたら教えてほしいあるいは途中で退席してもよいという配慮はしなければならないが、授業は普通に行うということであった。また、時にはつらいとか悲しいとかいやだとか思うことがあるかもしれないが最後まで話を聞いたら良かったと思えるようにするからと最初に発言するといった配慮も行ったりするということであった。また、実際に行った配慮でよかったと思われる具体的な事例は次のとおりである。

- ・授業の途中や授業後に、当事者であることを知らせてくる児童生徒があり、事後のフォローアップ（個別に話を聞く）を実施する
- ・別室（保健室）でオンラインにて個別に受講する
- ・スクールカウンセラーにも授業に参加してもらい児童生徒の様子を見てもらうサポートを行来ながら授業を実施する

また、そのような配慮をして授業を行うと、（自分が当事者であることを）口にしてもよいのだったという認識に児童が至る例もあった。

（3）結語

以上から、まず配慮として、児童生徒の意思を尊重すること、そして保護者への内容の通知の工夫が必要と考えられる。一方で、学校におけるがん教育について、特に中学校・高等学校においては、教育課程上位置づけも明確であり、またがんの当事者や経験者にとって不利益になったりするものではないことや、当事者等からも特別な配慮の必要なしとする場合もあった。ただし、学校におけるがん教育が一定のまとまりとして教えられるようになってそれほど時間が経っていないことや、外部講師の指導も多く行われていてより深く学ぶ機会も増えていることから、それぞれの事情に応じて臨機応変ではなるものの、慎重な配慮は必要と考えられる。

がん教育は集団指導が基本になることが多く、それをフォローアップする個別の指導や支援が行われることも有効であり、その際に用いることができる発達段階に応じた資料や教材の開発が必要と考えられた。

引用文献

- 1) 植田誠治編著『学校におけるがん教育の考え方・進め方』大修館書店、2018、p.57
- 2) ガイドライン作成委員会『がんの子どもへの教育支援に関する』公益財団法人がんの子どもを守る会、2002、p.2
- 3) 保健教育推進委員会「がんについて」『保健教育における個別指導の考え方、進め方』公益財団法人日本学校保健会、2024、pp.24-29
- 4) 公益財団法人がんの子どもを守る会『小児がん経験者のためのハンドブック』公益財団法人がんの子どもを守る会、2014、pp.1-48

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計2件（うち査読付論文 0件/うち国際共著 0件/うちオープンアクセス 0件）

1. 著者名 植田誠治	4. 巻 5
2. 論文標題 学校におけるがん教育の考え方・進め方	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 保健科教育研究	6. 最初と最後の頁 60 - 66
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 植田誠治	4. 巻 312
2. 論文標題 学校におけるがん教育の考え方 - 実施に向けての不安を解消するために -	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 保健体育教室	6. 最初と最後の頁 19 - 23
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計7件（うち招待講演 7件/うち国際学会 0件）

1. 発表者名 植田誠治
2. 発表標題 学校におけるがん教育の考え方・進め方
3. 学会等名 第4回日本保健科教育学会学術大会シンポジウム（招待講演）
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 植田誠治
2. 発表標題 学校におけるがん教育の推進
3. 学会等名 東京都健康教育に関する講演会（招待講演）
4. 発表年 2020年

1. 発表者名 植田誠治
2. 発表標題 がん教育の効果的な進め方
3. 学会等名 文部科学省令和3年度「がん教育シンポジウム」(招待講演)
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 植田誠治
2. 発表標題 がん教育の効果的な進め方
3. 学会等名 文部科学省令和4年度「がん教育シンポジウム」(招待講演)
4. 発表年 2023年

1. 発表者名 植田誠治
2. 発表標題 がん教育の効果的な進め方 ~外部講師の活用と推進体制の構築~
3. 学会等名 文部科学省令和5年度「がん教育シンポジウム」(招待講演)
4. 発表年 2024年

〔図書〕 計0件

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
研究協力者	物部 博文 (MONOBE HIROFUMI) (30345467)	横浜国立大学・教育学部・教授 (12701)	

6. 研究組織（つづき）

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
研究協力者	助友 裕子 (SUKETOMO HIROKO) (50459020)	日本女子体育大学・体育学部・教授 (32671)	
研究協力者	杉崎 弘周 (SUGISAKI KOSHU) (30612741)	新潟医療福祉大学・健康科学部・教授 (33111)	

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関